

社会福祉法人神戸いのちの電話
役員等の報酬、手当及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸いのちの電話（以下、「神戸いのちの電話」という。）の評議員、理事、監事の報酬、手当及び旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

(役員等の勤務形態別)

第2条 神戸いのちの電話の理事及び監事は、非常勤とする。
2 評議員は、非常勤とする。

(報酬・手当)

第3条 常務理事には、報酬、通勤手当を支給する。
2 評議員、理事長、非常勤理事、監事は、無報酬とする。

(報酬・手当の額及び支給方法)

第4条 前条第1項に定める常務理事の報酬の額は、評議員会において決定する別表1に定める額の範囲内で支給することができ、その額は、理事長が決定する。
2 通勤手当の額は、神戸いのちの電話職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に定めるところにより算定した額とする。

(旅費)

第5条 神戸いのちの電話の役員等には、職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給する。
2 旅費の額は、次のとおりとする。

区分	旅費の額
評議員、理事、監事	神戸市内の場所における会合出席については、交通費は支弁しない。その他地域での会合出席を依頼した場合は実費を支給する。
常務理事	神戸いのちの電話「出張及び旅費規程」によって相当額を支給する。神戸市内における会合については、旅費を支払わない。

3 旅費の支給方法については、神戸いのちの電話旅費規程の例による。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会が別に定める。

附則

1 この規程は、2017年4月1日より施行する。

別表1（第4条第1項関係）

役員の区分	勤務形態	日額報酬
常務理事（非常勤）	週3日（1日6時間以内）	7,000円以内